

いばらき環境フェア2026企画・会場設営等業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

環境フェアは、本市における令和8年度の環境啓発の中心行事として、市民等に本市の環境の現状や対策など各種の環境に関する情報をわかりやすく提供し、これからの市域環境を市民とともに保全・創造する契機の間とするため開催するもので、広報・宣伝等趣旨に沿ったコーナーの企画提案、行事運営を必要とする。

これらを踏まえ、いばらき環境フェア2026企画・会場設営等業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

いばらき環境フェア2026企画・会場設営等業務委託

(2) 業務の目的

本市の環境の現状などに関する情報をわかりやすく提供し、これからの市域環境を市民とともに保全・創造する契機の間とすること。

(3) 業務内容

環境フェアの企画、ビジュアルデザインの作成、看板・ポスター・チラシ・パネル等作成、イベント全体の管理運営、会場設営及び撤去

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年9月7日まで

※環境フェア開催日…… 令和8年8月22日（土）・8月23日（日）

会場設営…… 令和8年8月21日（金）

会場撤去…… 令和8年8月23日（日）イベント終了後

3 当該業務の予算額等

6,109,950円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければなら

ない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加者資格名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間において、本業務と同種または類似の業務で請負金額が1,000,000円以上の業務の履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に会社名、メールアドレス、担当者、質問事項、を記載し、下記の提出期限までに電子メールで環境政策課宛に送信すること。

提出期限：令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 暮らし産業環境部環境政策課

E-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 環境政策課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/oshirase/index.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、所在地、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

※①の提出書類には、記載した業務の契約書（写）等、履行実績を証明できる書類を添付すること。

イ 提出先：茨木市暮らし産業環境部環境政策課（茨木市役所本館8階）

ウ 提出期限：令和8年5月14日（木）午後5時まで（厳守）

※土日祝日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加希望者に対し、令和8年5月15日（金）に「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵便で発送する。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに環境政策課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

- ・ プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。
- ・ 企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。
- ・ なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ）

イ 作業スケジュール（任意様式）

※契約後から業務完了までの各業務内容に関する作業スケジュールを記載すること。

ウ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※受託希望の金額（税抜）を記載すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。

※業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年5月25日（月）午後5時まで（厳守）

※土日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所：茨木市くらし産業環境部環境政策課（茨木市役所本館8階）

ウ 提出方法：持参

エ 提出部数

- ・ 正本1部
- ・ 副本7部

※副本には業者名等がわかる内容を記載しないこと。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、別紙「審査項目及び配点の詳細」第1次審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に3者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が3者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は「審査項目及び配点の詳細」第2次審査で示す審査基準に基づき行い、第1次審査の評価点と第2次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーン・HDMIケーブルは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。説明は業務従事予定者が行い、統括責任者は必ず出席するものとする。

エ プレゼンテーションの時間は、20分程度とし、質疑応答時間は5～10分とする。（詳細については、資格審査の通過者に別途案内する。）

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年5月26日（火）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵送する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位3者）にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年6月2日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年6月3日（水）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

イ 結果に対する問合せ

候補者とならなかった提案者は、令和8年6月10日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

配点は以下のとおりとする。なお、審査基準及び配点の詳細は、別紙「審査項目及び配点の詳細」を参照。

第1次審査 180点

第2次審査 720点（委員5名×各144点）

第1次審査と第2次審査の合計 900点とする。

11 候補者の決定

候補者は、審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。

また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、かつ提案額が同額の場合、企画力「来場者に対して、「デコ活」につながる行動を促すような提案となっているか。」の評価点が高い方を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、企画力「来場者に対して、「デコ活」につながる行動を促すような提案となっているか。」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の60%以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の60%以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和8年4月30日（木）午前9時から 令和8年5月14日（木）午後5時まで（厳守） ※土日祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和8年5月15日（金）通知
企画提案書等提出期間	令和8年5月18日（月）午前9時から 令和8年5月25日（月）午後5時まで（厳守） ※土日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査	令和8年5月26日（火）
審査結果通知	令和8年5月26日（火）通知
第2次審査	令和8年5月29日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年6月3日（水）（通知予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）
業務開始	令和8年7月上旬（予定）

15 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 暮らし産業環境部環境政策課 担当：水垣、森田

TEL：072-620-1644（直通）

E-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp